

平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まります

後期高齢者医療制度が始まることに伴い、新しい被保険者証が交付されます。なお、給付については老人保健制度と変わりませんが、新たに高額医療・高額介護合算制度が設けられます。また、各種の申請や届出の受付は、役場住民福祉課及び由岐支所住民室で行います。

資格について

現在老人保健に加入している方は、国民健康保険または被用者保険から脱退し、自動的に後期高齢者医療の被保険者となります。ただし、老人保健制度において障害認定を受けている方（65歳から74歳）は、平成20年3月31日付けで、下記お問合せ先窓口において障害認定の申請を取り下げることにより、後期高齢者医療制度に加入しないことができます。その際は、引き続き国民健康保険または被用者保険に加入していただくことになります。

被保険者証について

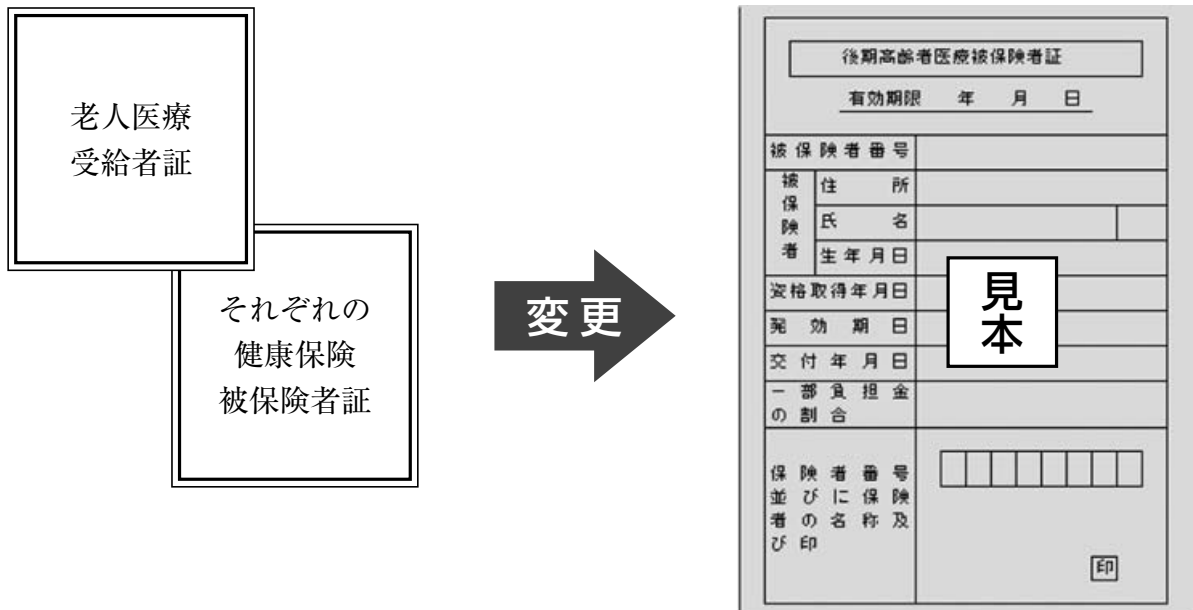
被保険者証は、3月中に郵送でお届けします。現在お持ちの老人医療受給者証は、4月1日以降に役場住民福祉課または由岐支所住民室までお返しください。

(平成20年3月31日まで)

「老人医療受給者証」とそれぞれの「健康保険被保険者証」の2枚を病院などで提示

(平成20年4月1日から)

「後期高齢者医療被保険者証」
(薄むらさき色) 1枚を病院などで提示



病院などにかかるとき

病気やけがで診療を受けるときは、医療費の1割（現役並み所得者は3割）を窓口で支払います。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」「特定疾病療養受療証」をお持ちの方へ

現在、老人保健でこれらの証をお持ちの方については、新しい証を3月末までに郵送でお届けします。現在お持ちの証は3月末日で使えなくなりますので、4月1日以降に役場住民福祉課または由岐支所住民室までお返しください。

【お問い合わせ先】 徳島県後期高齢者医療広域連合 ☎088-677-3666
美波町役場住民福祉課 ☎77-3614
由岐支所住民室 ☎78-2211